

## 令和2年度 第2回南房総・館山地域公共交通活性化協議会次第

令和2年11月26日(木) 15:00～

於：南房総市役所別館1 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 南房総・館山地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

【協議第6号】

(2) 地域の公共交通計画（マスタープラン）策定について

【協議第7号】

5 その他

6 閉 会

## 南房総・館山地域公共交通活性化協議会委員名簿

※敬称略

	役職名	氏名
1	千葉県総合企画部 交通計画課長	豊田 和広
2	南房総市副市長	嶋田 守
3	館山市副市長	鈴木 雄二
4	東日本旅客鉄道株式会社 館山駅長	簾谷 幸治
5	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事	成田 斉
6	日東交通株式会社 常務取締役	平野 直
7	ジェイアールバス関東株式会社 館山支店長	竜崎 広幸
8	鏡浦自動車株式会社 代表取締役	山田 幸生
9	南房タクシー株式会社 取締役	鈴木 義和
10	一般社団法人千葉県トラック協会 常務理事	池田 和弘
11	日東交通労働組合 安房支部代表	丸山 徹
12	安房土木事務所 調整課長	大沢 正美
13	南房総市住民・利用者代表(富山地区)	高橋 佐一
14	南房総市住民・利用者代表(白浜地区)	本橋 清一
15	館山市住民・利用者代表(連合会長・長須賀区連合町内会長)	石井 久治
16	館山市住民・利用者代表(連合副会長・船形地区連合区長会長)	大和地 紀昭
17	国土交通省関東運輸局 交通政策部交通企画課長	板垣 友圭梨
18	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	佐藤 義尚
19	館山警察署 交通課長	黒澤 充孝
20	安房道の駅連絡会会長	鈴木 賢二
21	館山市社会福祉協議会事務局長	西川 隆
22	NPO法人まちづくり支援センター代表理事	為国 孝敏
23	日本大学理工学部交通システム工学科 教授	轟 朝幸

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行																																																				
<p>(設置)</p> <p>第1条 南房総市及び館山市の区域内において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>(以下「<u>交通計画</u>」という。)の作成に関する協議及び<u>交通計画</u>の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、当該地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域公共交通活性化協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。</p> <p>第2条 (略) (担当事務)</p> <p>第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>交通計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。 (2) <u>交通計画</u>の実施に関し必要な協議に関すること (3) <u>交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>別表第1(第4条関係)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 南房総市及び館山市の区域内において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>(以下「<u>網形成計画</u>」という。)の作成に関する協議及び<u>網形成計画</u>の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、当該地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、<u>地域公共交通活性化協議会</u>(以下、「協議会」という。)を設置する。</p> <p>第2条 (略) (担当事務)</p> <p>第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>網形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。 (2) <u>網形成計画</u>の実施に係る必要な協議に関すること。 (3) <u>網形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>別表第1(第4条関係)</p>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第6条第2項第1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第6条第2項第1号</td> <td>東日本旅客鉄道株式会社 館山駅</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般社団法人 千葉県バス協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>日東交通株式会社</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ジェイアールバス関東株式会社 館山支店</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般社団法人 千葉県タクシー協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南房総市及び館山市域内タクシー事業者代表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般社団法人 千葉県トラック協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車組織する団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安房土木事務所調整課</td> </tr> <tr> <td>法第6条第2項第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条項	委員	法第6条第2項第1号		法第6条第2項第1号	東日本旅客鉄道株式会社 館山駅		一般社団法人 千葉県バス協会		<u>日東交通株式会社</u>		ジェイアールバス関東株式会社 館山支店		一般社団法人 千葉県タクシー協会		南房総市及び館山市域内タクシー事業者代表		一般社団法人 千葉県トラック協会		一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車組織する団体		安房土木事務所調整課	法第6条第2項第3号		事務局		<table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第6条第2項第1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第6条第2項第1号</td> <td>東日本旅客鉄道株式会社 館山駅</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般社団法人 千葉県バス協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>館山日東バス株式会社</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ジェイアールバス関東株式会社 館山支店</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般社団法人 千葉県タクシー協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南房総市及び館山市域内タクシー事業者代表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般社団法人 千葉県トラック協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車組織する団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安房土木事務所調整課</td> </tr> <tr> <td>法第6条第2項第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条項	委員	法第6条第2項第1号		法第6条第2項第1号	東日本旅客鉄道株式会社 館山駅		一般社団法人 千葉県バス協会		<u>館山日東バス株式会社</u>		ジェイアールバス関東株式会社 館山支店		一般社団法人 千葉県タクシー協会		南房総市及び館山市域内タクシー事業者代表		一般社団法人 千葉県トラック協会		一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車組織する団体		安房土木事務所調整課	法第6条第2項第3号		事務局	
条項	委員																																																				
法第6条第2項第1号																																																					
法第6条第2項第1号	東日本旅客鉄道株式会社 館山駅																																																				
	一般社団法人 千葉県バス協会																																																				
	<u>日東交通株式会社</u>																																																				
	ジェイアールバス関東株式会社 館山支店																																																				
	一般社団法人 千葉県タクシー協会																																																				
	南房総市及び館山市域内タクシー事業者代表																																																				
	一般社団法人 千葉県トラック協会																																																				
	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車組織する団体																																																				
	安房土木事務所調整課																																																				
法第6条第2項第3号																																																					
事務局																																																					
条項	委員																																																				
法第6条第2項第1号																																																					
法第6条第2項第1号	東日本旅客鉄道株式会社 館山駅																																																				
	一般社団法人 千葉県バス協会																																																				
	<u>館山日東バス株式会社</u>																																																				
	ジェイアールバス関東株式会社 館山支店																																																				
	一般社団法人 千葉県タクシー協会																																																				
	南房総市及び館山市域内タクシー事業者代表																																																				
	一般社団法人 千葉県トラック協会																																																				
	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車組織する団体																																																				
	安房土木事務所調整課																																																				
法第6条第2項第3号																																																					
事務局																																																					

## 南房総・館山地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約

南房総・館山地域公共交通活性化協議会規約（令和元年10月11日施行）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」を「、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）」に改める。

第3条第1号中「網形成計画」を「交通計画」に改め、同条第2号中「網形成計画」を「交通計画」に改め、同条第3号中「網形成計画」を「交通計画」に改める。

別表第1中「館山日東バス株式会社」を

「日東交通株式会社」に改める。

### 附 則

この規約は、令和2年11月27日から施行する。

南房総・館山地域公共交通計画策定について

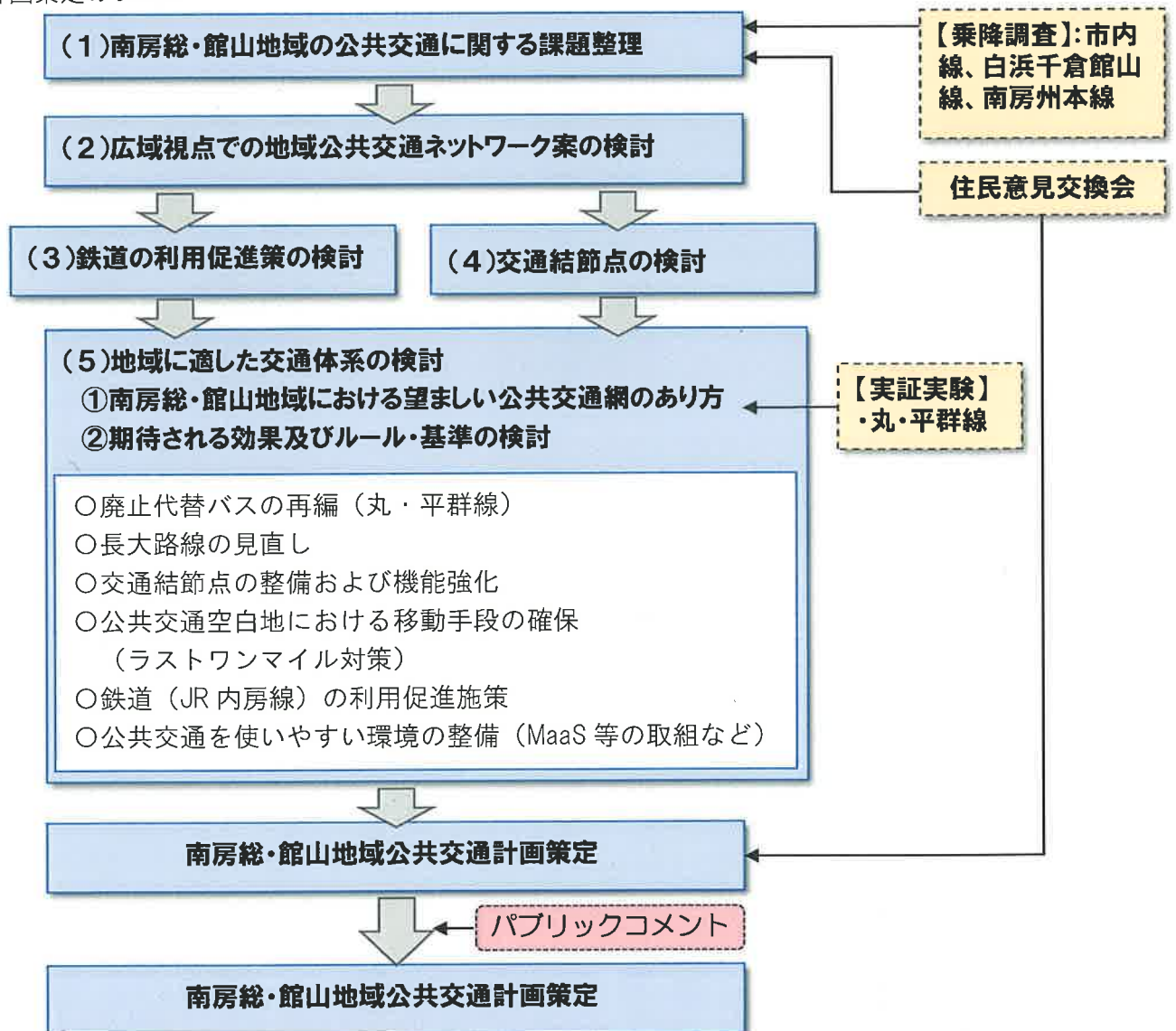
1. 計画策定の目的

2市に跨る現状の公共交通網の課題や、当該地域の移動実態等を捉えながら新たな公共交通の形態を試すことも考慮するとともに、地域公共交通利便増進計画等の具現化する計画を視野に入れた実効性のある計画として、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正を踏まえ、日常的な生活交通の確保、まちづくりや観光振興等の地域戦略と一体となった地域公共交通ネットワークを構築する。

2. 業務内容

- (1) 南房総・館山地域の公共交通に関する課題整理
- (2) 広域視点での地域公共交通ネットワーク案の検討
- (3) 鉄道の利用促進策の検討
- (4) 交通結節点の検討
- (5) 地域に適した交通体系の検討
- (6) 地域公共交通計画の取りまとめ

■計画策定のフロー



### 3. 策定スケジュール

- 地区内の人口動向や公共交通の運行状況・過去実施調査の公共交通利用率等を整理した地区別カルテを作成。
- 課題整理の中で特に公共交通の不便度が高い地域を抽出し、住民意見交換会を設置。
- 次回協議会（1月下旬予定）において計画書（素案）を提示、意見反映後にパブコメを実施し、住民意見を取りまとめた地域公共交通計画とする。

#### ■計画策定に向けた詳細スケジュール

業務内容	令和2年						令和3年								
	11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
(1)南房総・館山地域の公共交通に関する課題整理			住民意見交換会			地域内3路線実態調査									
(2)広域視点での地域公共交通ネットワーク案の検討															
(3)鉄道の利用促進策の検討															
(4)交通結節点の検討															
(5)地域に適した交通体系の検討															
①南房総・館山地域における望ましい公共交通網のあり方															
②期待される効果及びルール・基準の検討															
(6)地域公共交通計画の取りまとめ						計画骨子									
パブリックコメント															
(7)南房総・館山地域公共交通活性化協議会の運営支援															
			①											②	
															③

南房総・館山地域公共交通計画策定に係る乗降調査について

1. 計画策定の目的

南房総市及び館山市を跨いで運行する路線バスのうち、地域間幹線である「市内線」・「白浜千倉館山線」・「南房州本線」において、利用実態を把握するため、状況調査を実施し、今後の交通計画の策定に有効なデータを集める。

2. 業務内容

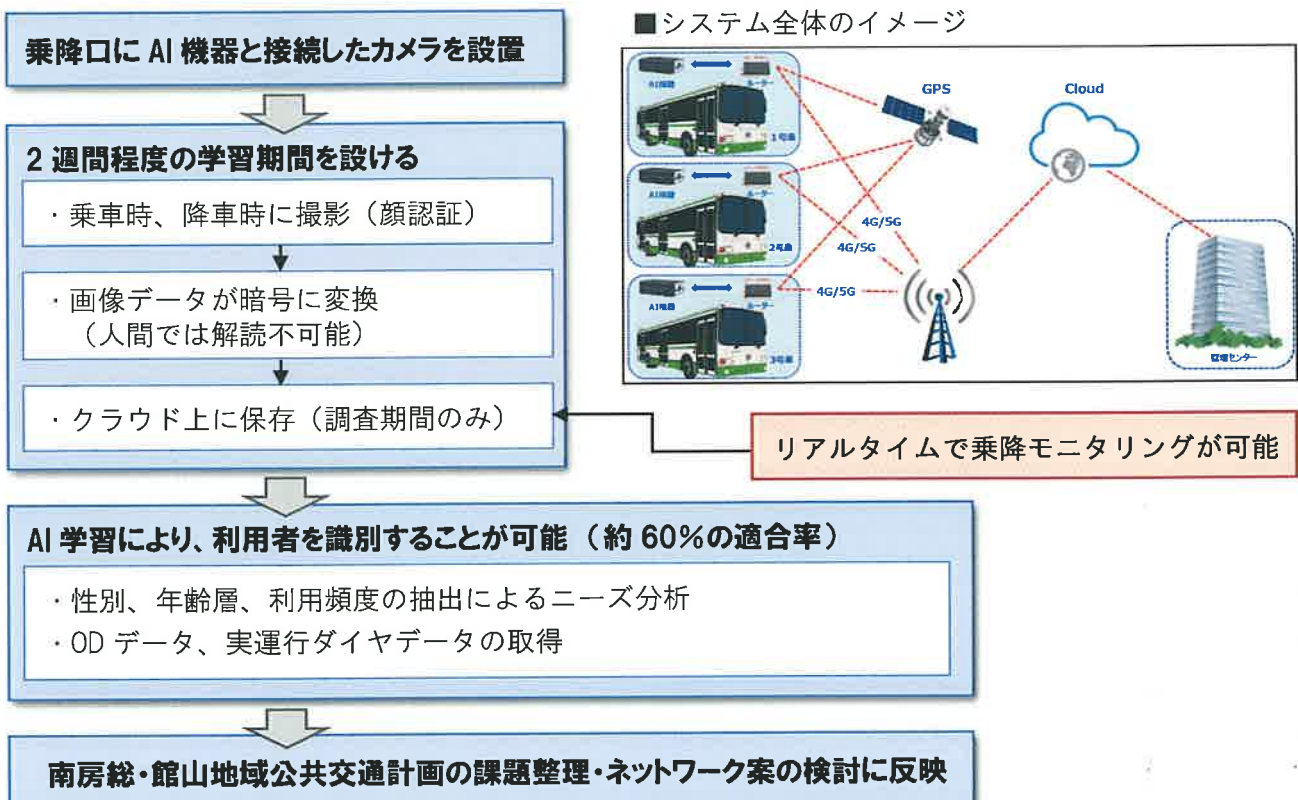
■調査概要

対象路線	市内線、白浜千倉館山線、南房州本線
実施期間	令和2年12月1日（火）～令和3年1月31日（日）
調査方法	AI機器を活用した乗降調査（画像認証によるODの取得が可能）
対象車両	全16台（市内線（4）、白浜千倉館山線（4）、南房州本線（8））

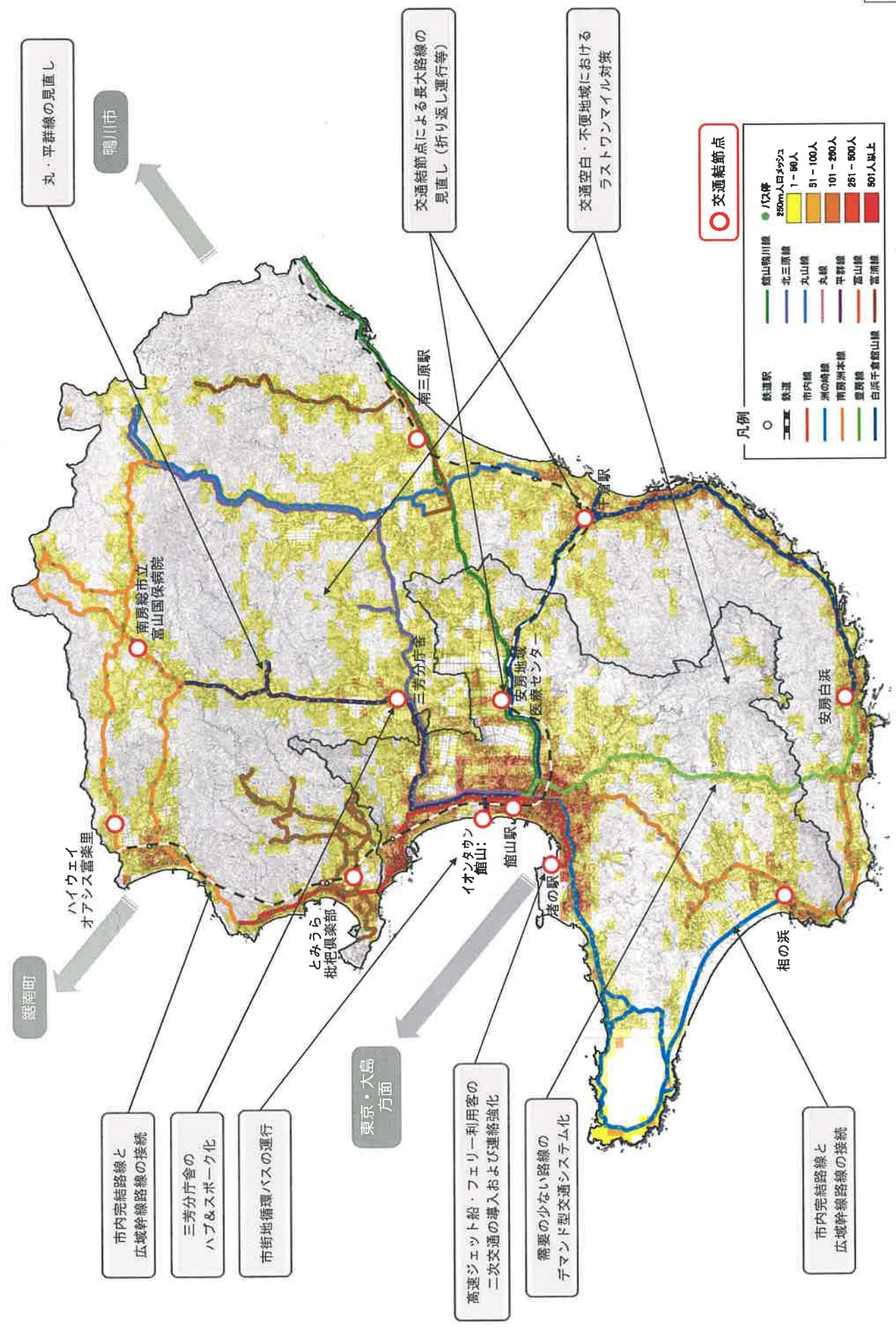
■調査スケジュール

	令和2年								令和3年							
	11月				12月				1月				2月			
	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w	1w	2w	3w	4w
電源及び配線	←→															
機器設置		←→														
AI学習			←→													
調査開始					←→											
機器撤収															←→	

3. AI機器を活用した乗降調査



南房総・館山地域公共交通の将来ネットワークについて（イメージ）





路線バス「丸・平群線」の実証運行について

①事業目的

路線バス「丸・平群線」は、利用者の減少、車両の老朽化や路線延長が長いことによる費用増等の課題があり、路線維持に向けた路線再編を検討しています。そのため、地域における持続可能な運行形態を調査するため、三芳分庁舎敷地内での乗り継ぎや小型サイズの車両運行、均一料金等の検証を行い、地域公共交通計画の策定に活用するものです。

②実証内容

- ・三芳分庁舎での交通結节点（乗り継ぎ）
- ・安房地域医療センター及び那古海岸通りなどの運行ルートの利用需要
- ・均一運賃制度

③実証期間：令和3年1月中旬から3月中旬（認可後60日以内）

④運賃：循環線（館山駅前～三芳分庁舎間） 1回200円※乗り継ぎ割引等で半額措置あり

丸線（細田～三芳農協前間） 従来通りの対距離制運賃

平群線（平群車庫～土沢間） 従来通りの対距離制運賃

※運賃例：平群車庫～三芳農協前（三芳分庁舎乗換）～館山駅前

【実証期間】530円+100円 計630円 ⇒⇒【現状】乗り継ぎなし 730円

⑤交通結节点：三芳分庁舎敷地内（農村環境改善センター前 自動販売機付近）

⑥バス運行ルート案（別紙参照）

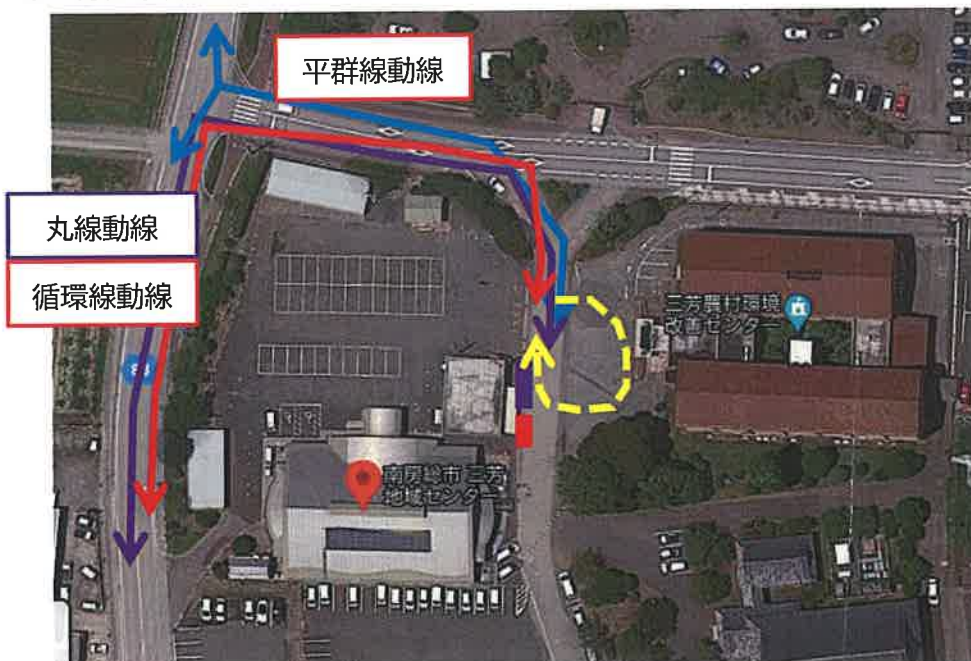
○三芳分庁舎付近バス停設置候補地



○使用車両



○三芳分庁舎敷地内イメージ



○市民運動場前



○安房医療福祉専門学校前



# 丸・平群線実証運行ルート案

- 館山三芳循環線 停留所
- 館山駅東口
- 館山駅前通り (駅方面のみ)
- JA北条支店前
- 安房高校前
- 八幡神社前
- イオンタウン館山
- 市民運動場前
- 館山蟹分校前
- 那古海岸
- 第一中学校前
- 那古宿
- (途中省略)
- 三芳病院前
- 三芳分庁舎前
- 本織番場
- 本織宇戸
- 安房医療福祉専門学校前
- 安房地域医療センター
- 萱野口
- (途中省略)
- 南町
- 六軒町本通り
- キネマ通り (駅方面のみ)
- 館山駅東口

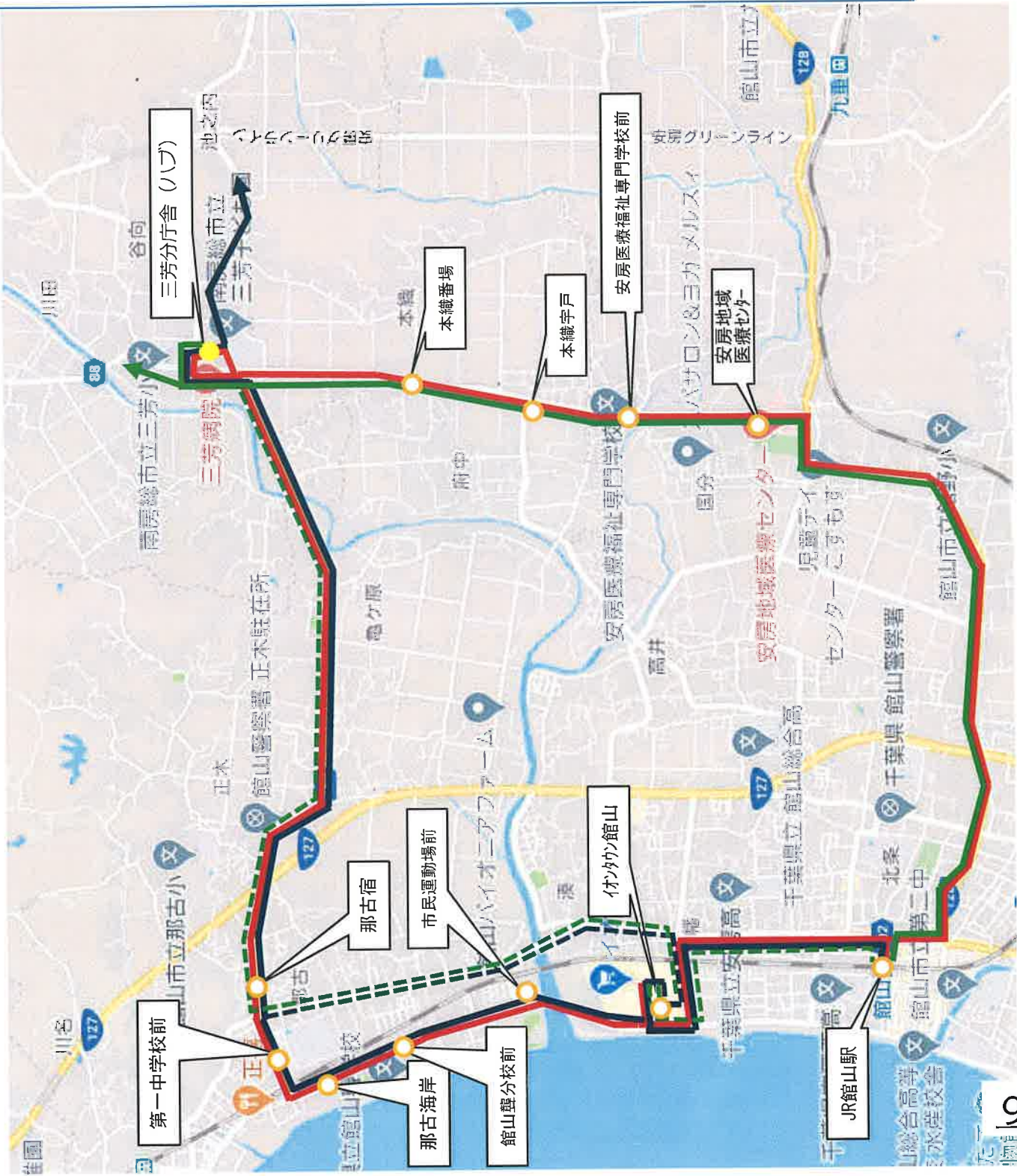
○ 丸線 (青線) 停留所  
 那古宿～川谷間は現状どおり  
 第一中学校前～館山駅間は  
 循環線と同一停留所に停車

○ 平群線 (緑線) 停留所  
 土沢～平群車庫間は現状どおり  
 館山駅～三芳分庁舎までは  
 安房地域医療センター回りで  
 循環線と同一停留所に停車  
 館山駅～安房地域医療センター間は  
 館山鴨川線、白浜千倉館山線と同一  
 停留所に停車

※ 上記 ● 印は新規設置停留所

資料 4  
別紙

- 丸線
- 丸線 (現行ルート)
- 平群線
- 平群線 (現行ルート)
- 循環線



## 南房総・館山地域公共交通活性化協議会規約

### (設置)

第1条 南房総市及び館山市の区域内において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成に関する協議及び網形成計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、当該地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (名称及び事務所の位置)

第2条 協議会の名称及び事務所の位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 南房総・館山地域公共交通活性化協議会
- (2) 事務所の位置 事務局を担う市役所所在地

### (担当事務)

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に係る必要な協議に関すること。
- (3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

### (組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

### (会長)

第5条 会長は、別表1に掲げる委員の互選によってこれを定める。

### (副会長)

第6条 副会長は、別表1に掲げる委員のうちから会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- 3 前号以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

### (会議の運営)

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、代理人

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和元年10月11日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

別表1 (第4条関係)

条 項	委 員
法第6条第2項第1号	千葉県
	南房総市
	館山市
法第6条第2項第2号	東日本旅客鉄道株式会社 館山駅
	一般社団法人千葉県バス協会
	館山日東バス株式会社
	ジェイアールバス関東株式会社 館山支店
	一般社団法人千葉県タクシー協会
	南房総市及び館山市域内タクシー事業者代表
	一般社団法人千葉県トラック協会
	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車組織する団体
	安房土木事務所調整課
	法第6条第2項第3号
	国土交通省関東運輸局 交通政策部交通企画課
	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送)
	館山警察署交通課
	学識経験者
事務局	南房総市総務部企画財政課
	館山市総合政策部企画課